

消防団員を募集しています



消防団は、常勤の消防職員が勤務する消防署とは異なり、火災や大規模災害発生時に、自宅や職場から現場へ駆けつけ、その地域での経験を活かした消火活動・救助活動を行う非常勤特別職の地方公務員です。

地域に密着している消防団は、災害活動や住民の方への防災指導等、安心・安全なまちづくりの実現に欠かせない存在です。

活動内容

- ①災害現場での消火、救助・救出、警戒、避難誘導
- ②放水訓練、小型ポンプ操法訓練等
- ③防火水槽・消防ポンプ等の点検
- ④火災予防広報・啓発活動

入団条件

市内在住・在勤の18歳以上の方

報酬等

- ◇年額報酬（団員38,800円）や出場手当の支給
- ◇活動中に負傷した場合の公務災害補償
- ◇活動に必要な被服等の給貸与
- ◇退職報償金（5年以上消防団活動を行った方）
- ◇功労・功績の表彰

問い合わせ

防災安全課 ☎84-0626

半田市消防操法大会を開催します



消防団員の消防技術向上と士気の高揚、消防活動の進歩充実を図るため、小型ポンプによる操法大会を開催します。

各分団から選抜された選手が迅速かつ正確にホースをつなぎ合わせて放水し、標的が倒れるまでの所要時間と動作や操作の規律、確実性を競います。地域防災を担う消防団活動をぜひご覧ください。

日時

6月15日(日) 8時～12時(雨天決行)

場所 半田市職員駐車場

問い合わせ

防災安全課 ☎84-0626

青少年健全育成活動補助金の申請を受け付けます



対象団体 地域等の有志団体

※学校運営協議会やPTA等の学校関係団体は対象外

対象事業 青少年健全育成活動事業

※すでに自主財源で実施している事業の財源に充てることは不可

金額 1事業につき上限40万円

申込み・問い合わせ

6月30日(月)までに交付申請書、団

体の規約・会員名簿・令和7年度実施計画書・収支予算書・事業提案書を生涯学習課へ提出してください。書類一式は生涯学習課にあります。申請をお考えの方は、まず生涯学習課にご連絡ください。

☎23-7341

受益者負担金猶予解除の届け出について



市では昭和61年度から下水道が使える地域を整備してきました。当時、受益者負担金を徴収猶予した田畑等が、現在は、駐車場・太陽光パネル等に変わっている場合があります。

このような変更があった下水道整備区域内の土地所有者は、下水道課へご連絡ください。

受益者負担金とは

下水道の整備により利益を受ける方に、建設費の一部を負担していただくもの

問い合わせ

下水道課 ☎84-0675

戦没者等の遺族に第十二回特別弔慰金を支給します



対象

戦没者等の死亡当時のご遺族の中で、左記の順番による先順位の方お一人に支給します。

①令和7年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方

②戦没者等の子

③戦没者等の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有している等の要件を満たしているかどうかにより、順番が入れ替わります。

④右記以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪等）

※戦没者等の死亡時まで継続して1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

支給内容

額面27.5万円、5年償還の記名国債

請求期限

令和10年3月31日(金)

問い合わせ

地域福祉課 ☎84-0641